

FP 相 続 新 聞 【相続貧乏にならないために】

増える「身元保証サービス」、業者選びは慎重に

平成30年 8月号

病

気やケガで入院する時や、身体が不自由になって老人ホーム等への入居が必要になってきたとき、

あるいは賃貸住宅への入居時には必ずといっていいほど身元保証人が求められます。そ

してこのことが、高齢化とともに頼れる身寄りがいなくなっ

た人にとって、その時にどうすればよいのか、切実な悩みとなっています。

●そうしたニーズを受けて増えているのが、一定の料金を支払えば、身元保証人の引受けのみならず、入院時の身の回りの世話や緊急時の駆けつけ、死亡後の葬儀や納骨などをまとめてサービスを提供してくれるという事業者で、形態も一般社団法人、NPO 法人、株式会社、社会福祉関係団体等さまざまに全国に 100 社ほどあるといわれています。

●ところが、その中でも大手だった「公益社団法人：日本ライフ協会」が、利用者がサービスを受けるために預託していた金銭を自社の事業に流用していたことが発覚し、H28 年 4 月に経営破綻・破産手続きに移行したため、会員が受けられるはずのサービスは打ち切れ、流用された預託金の返還も受けられないという被害が発生しました。●この破綻事例を踏まえ、H29 年 1 月に内閣府消費者委員会が「身元保証等高齢者サポート事業の調査報告書」を公表し、問題点として、この事業内容が複数関係しているため、観光葬祭業なら経済産業省、病院や施設入所なら厚生労働



省、信託業なら金融庁といった具合に指導監督機関は存在しているが全体を直接担当する役所がないことを挙げ、そして今、殆どの病院・施設が求めている身元保証人は、医師法第 19 条や介護施設の基準省令で「正当な事由なく拒んではならない」と規定されている正当な理由にはならないことを周知し、拒否することのないよう措置を講ずるべきだと指摘しています。

●身元保証を利用する費用は決して安いものではありません。そして殆どの事業者が、死後事務サービスなどについてはあらかじめ金銭の預託を要求し、サービスの提供により発生した費用を預託された金銭から充当するという方式をとっています。

●WEB によると、大手のイオンライフ(株)が現在、提携・募集代行している「一般社団法人：シニア総合サポートセンター」の契約時必要料金は、入会・事務管理 55 万円の他に、預託金として身元保証料 35 万円＋葬儀納骨等費用 50 万円＝140 万円となっています。(因みに日本ライフ協会の場合は、一括で 165 万円支払えば終身にわたって入院時などの身元保証を受けられ、この内 58 万円が将来の葬儀や納骨に充てられる預託金でした) ●身元保証サービスを利用する場合には、現時点では法規制が何ら存在しないことを十分認識した上で、預託金の保全措置(第三者による預託金の管理または信託制度の活用等)の有無およびその方法について十分に確認することが重要です。その基準として有料老人ホーム事業の場合は、預託金の保全措置が法的に義務付けられており、その具体例として、銀行等または指定格付機関による特定格付が付与された親会社との連帯保証契約や、信託会社等との信託契約等が示されているところから、これらの例も参考として保全内容の信頼度を確認することが重要となります。